

募集 修学意欲のある学生を応援します
給付型奨学金(家計急変による)の奨学生を募集しています

▶問い合わせ 教育総務課 ☎73-3130

令和4年4月から大学(大学院を除く)や短期大学、専修学校(専門課程に限る)、高等専門学校(4・5年生に限る)に在学中の人を対象として、給付型奨学金の受け付けを開始しています。意欲のある学生たちが自らの能力や適性にあつた進路を自由に選択し、夢の実現に専念できるように応援します。

申請の要件

- (1)市内に住所を有する人(進学のため他の市町村に住所を移す人を含む)
- (2)修学意欲があり、在学する学校長が推薦する人
- (3)家計急変などによる経済的理由で修学が困難であると認められる人

選考

奨学生選考会議にて、学業、人物家計など総合的に判断し、奨学生を決定します。(ただし、市税を完納している世帯)

支給

- ・支給額 月額5万円
- ・支給方法 年2回(12月、1月)

※初回の12月は9カ月分を口座振込


募集期限

10月31日(月)当日消印有効

申請書類

申請書は、教育総務課または各支所にあります。

提出先 教育総務課



▲申請書類はこちらから

募集 **ご意見を募集します**

▶問い合わせ 総務課 ☎73-3000
FAX73-3022

次の条例制定について、市民の皆さんの意見を募集します。

三豊市個人情報保護法施行条例

資料閲覧場所

市ホームページ
または総務課、各支所

意見の提出方法


メール、郵送または持参
FAX(送信後連絡)

募集期限

10月14日(金)午後5時まで

※郵送の場合は、締切日必着

提出先 総務課



▲資料の閲覧はこちらから

お知らせ **行政相談をご利用ください**


▶問い合わせ 総務課 ☎73-3000
四国行政評価支局 ☎087-826-0674

10月17日(月)〜23日(日)は行政相談週間です

国の仕事や手続き、サービスなどについて苦情を申し出たが、説明や対応に納得がいかなかったり、困っていることはありませんか。

総務大臣から委嘱された行政相談委員が、皆さんからの苦情などをお聞きし、問題解決の促進や行政運営の改善を図ります。相談は無料で、秘密は厳守されます。お気軽にご相談ください。

今月の行政相談の日程は、29ページをご覧ください。



お知らせ **第11回特別弔慰金の請求期限は令和5年3月31日です**

▶問い合わせ 福祉課 ☎73-3015

戦没者などのご遺族の皆さんへ

第11回特別弔慰金の請求期限は令和5年3月31日(金)です。期限を過ぎると、受給する権利がなくなり早めにご請求してください。

対象者

- ・戦没者などの死亡当時の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- ・戦没者などと死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があつた親族(甥・姪など)


※戦没者などの死亡当時、生計関係があつたことなどの要件を満たしているかどうかにより、順位を決定し、先順位の遺族1人に支給します。

※令和2年4月1日に、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受けている人がいる場合を除きます。

支給内容

額面25万円の5年償還の記名国債

申請先 福祉課



お知らせ **ひとり親家庭のお母さんお父さんへ**

▶申し込み・問い合わせ 子育て支援課 ☎73-3016

母子家庭等自立支援給付金事業

ひとり親家庭の母や父が教育訓練を受講したり、養成機関で修業したりする場合の費用などを給付する制度です。給付金の支給には、受講前に子育て支援課(母子・父子自立支援員)への相談が必要です。


①自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母や父が、技術を身に付けるために指定教育訓練講座を受講し修了した場合に、その経費の60%(20万円上限、1万2千円未満は対象外)が支給されます。

なお、雇用保険法に基づく教育訓練給付金の支給を受けることができず、その支給額との差額を受け取ることができません。

②高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の母や父が、資格取得のため、6カ月以上養成機関で修業する場合、修業期間中の生活負担を軽減するために、給付金が支給されます。



お知らせ **戦没者遺骨のDNA鑑定審査を実施しています**

▶問い合わせ 福祉課 ☎73-3015 厚生労働省 ☎03-3595-2219

戦没者遺骨を亡くなった地域

先の大戦によって海外や沖縄で亡くなられた戦没者のご遺骨の身元を特定し、遺族の元へお返しするため、DNA鑑定を実施します。

申請対象者

配偶者、子、父母、孫、甥・姪、兄弟姉妹など

戦没者が亡くなった地域

硫黄島、インド、インドネシア、沖縄、樺太、旧ソ連、タイ、中部太平洋地域、東部ニューギニア、ノモンハン、ビスマルク・ソロモン諸島、フィリピン、ミャンマー(ビルマ)など

鑑定費用


全額国負担

申請方法

必要書類を提出

申請先

厚生労働省
(平日午前9時30分〜午後6時)



母子父子寡婦福祉資金貸付事業

ひとり親家庭の母または父、児童、寡婦*などに対し、高校・大学などの入学資金や授業料、就職するために必要な知識や技能の資格取得に必要な資金などの貸付を受け付けます。貸付までの時間に余裕を持って、事前にご相談ください。

*寡婦：配偶者のいない女性で、かつて母子家庭の母であつた人およびその子。

対象となる資格や講座

看護師・准看護師、介護福祉士、保育士、理容師・美容師、調理師、デジタル分野などの資格や講座、その他市長が定める資格

※対象講座や資格については、受講前に確認が必要です。

支給時期	支給額	給付金	高等職業訓練修了支援給付金
修業期間の全期間(上限4年)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税非課税世帯 月額10万円 ・市町村民税課税世帯 月額7万5千円 ※最終年度12カ月のみ4万円/月加算	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税非課税世帯 月額10万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税非課税世帯 月額5万円
修業期間修了時	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税課税世帯 総額2万5千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税課税世帯 総額5万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税課税世帯 総額2万5千円